

○厚生労働省令第三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十二条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十九条第一項の規定に基づき、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(業務継続計画の策定等) 第二十二条の二 指定訪問看護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(新設)

(傍線部分は改正部分)

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この省令による改正後の第二十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。